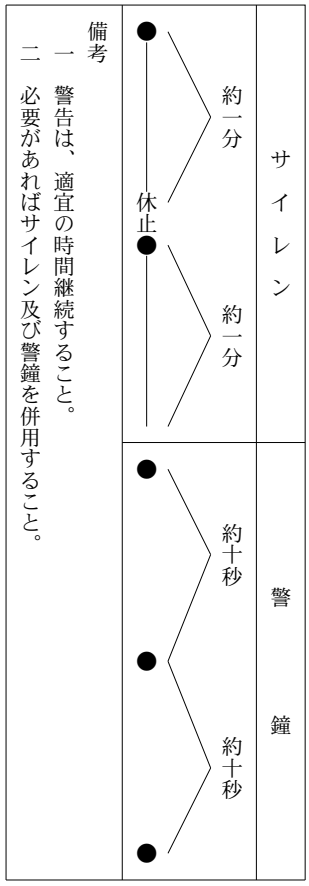
２　機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示は、別記様式第一により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第二により行うことを例とする。

３　機構法施行令第十七条の規定による公衆の閲覧は、機構のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

４　機構法施行令第十七条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

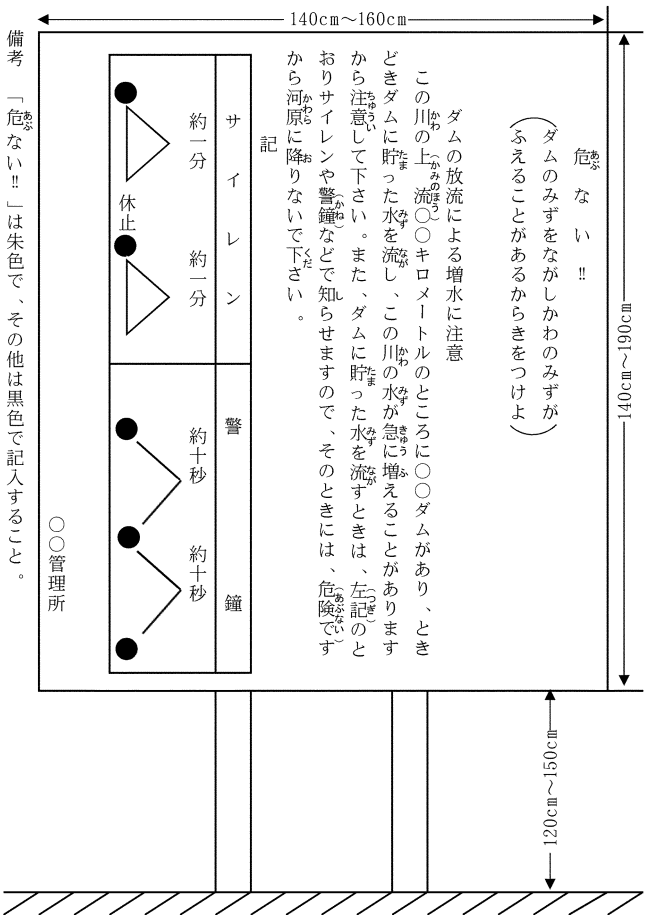
二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

（主務大臣）

第八条　（略）

別記様式第一

様式第一



備考　「危ない!!」は朱色で、その他は黒色で記入すること。

（主務大臣）

第七条　（略）

（新設）